

情報財としてのビジネスモデルと特許

藤原 博彦

1. はじめに

ビジネスモデル特許とは、インターネットに代表されるネットワーク技術を用いた、革新的で有用なビジネスの方法に関する特許である。企業の生産・流通・販売の諸活動についての全体的な経営モデルをビジネスモデルと呼ぶこともしばしばなされるが、ビジネスモデル特許に関していえば、現状では、一連の完結した経営モデル全体に関するものではなく、その要素となる個々の生産、流通、販売手法について、様々な特許が取得されている。ネットワーク技術によって、ヒト・モノ・カネといった従来からの経営資源の新結合がもたらされ、ここに、経営資源の新結合方式という新たな経営資源としての情報が認識され、これがビジネスモデル特許とされているのである。

ここで、特許権とは、特許登録された発明の利用独占権であり、ある種の発明に独占権を付与することが政策上好ましいという判断の下に立法されるものであるが、個別のケースによっては独占がかえって経済全体から見ると弊害をもたらす場合もある。このことは、従来の特許権についても該当することではあるが、ビジネスモデル特許については、独占による弊害がより一層大きいのではないかと危惧する向きもある[1]。この問題は、現実には、どのような発明に特許が付与されるのか、あるいは、裁判所がその特許にどの程度の効力を認めるのかにかかっており、未だその弊害の有無は推測の域を出ないが、この点につき議論を深めていくことが必要不可欠であると思われる。そこで本稿では、経営資源の新結合方式という情報を情報財として認識する上で問題となる法との関係（知的財産法の考え方）、それに、この情報財のそもそもの性質を検討する。そして、これら議論を通して、ビジネスモデル特許という情報財としてのビジネスモデルと法の

あり方についてその方向性を提示したい。

2. 情報と法—知的財産法の考え方

2.1 知的財産法の成立

今日、情報化の進展により、情報が新たな財として急速にその存在価値を高めている。従来、情報は物財と異なり自由に流通する性質を有しており、その利用、使用について全く妨げられるものではなかった。仮に、これに保護を欲するのであれば秘匿という事実行為による以外はなかった。今日では、情報の持つ意味も変化し、ある種の情報は一種の財として模倣から強く保護される必要性が生じてきている。法的な保護を与えることが、産業の発達にとって好ましいと考えられるからである。元来は自由に流通するはずの情報に対して保護を与える上では、綿密な制度設計がなされ、国際的に適正な適用がなされる必要がある。このような情報保護に関する法として種々の法制が存在するが、その中心に知的財産法が位置付けられる。

知的財産法の名の下に括られる法分野は多岐にわたるが、これらの多くに共通するのは、他人の情報の不当な利用を排除し、情報の財産的価値を守るという点にある[2]。モラルの問題を別とすれば、法的には情報の利用は一般に自由とされている。情報の自由利用が社会の発展のために不可欠であるとしても、全ての情報の利用行為を放任すると弊害が生ずる。たとえば、研究開発の成果について自由利用を許したのでは、新たな開発への投資意欲が減退し、また、研究成果の技術情報は秘匿され社会への還元がされなくなるおそれもある。そこで、ある種の情報につき財産的価値を保護すべきであるという政策的判断の下、法の要件を満たした情報につき、法で定めた利用形態の他人による利用を排除できるような制度の創出を目的に定立されたのが知的財産法である。

知的財産法で保護される対象は、発明や著作のような精神的創作物や商標や商号のような営業上の標識に尽きるものではない。他人による情報の不当な利用の

ふじわら ひろひこ
筑波大学 社会工学系
〒305-8573 つくば市天王台 1-1-1

排除という知的財産法の趣旨を敷衍するならば、知的創作ではなくともそれなりに投資をし、しかもその情報が極めて模倣されやすく、かつ保護法がなければその分野の産業が成り立たないような事情があれば、知的財産法の中に含めて保護することも可能である。データベースの保護は、知的な創作保護ではなく、投資保護を目的としたものである[3]。この観点からすると、情報の創作や収集を行った者だけでなく、これを伝達する者も保護の対象として検討するに値すると考えられることとなる。

2.2 財産的情報の資産化

財産的情報に法的保護を与えるだけであるならば、他人の模倣を禁止し、情報の独占的利用による利益を保証することで足りるが、今日、情報の資産化に対する要求が強まる中、情報について所有権に類似した権利を付与することが行われる。ここで、ある情報に資産性を付与するとは、その情報についての希少性を人為的に作出し、経済的利益を与えるということであり、その結果、譲渡、ライセンス、担保権設定等が可能となり、自らが情報を独占的に利用するだけでなく、資産化した情報を用いて利益を得たり融資を受けたりすることも可能となる。また、資産化することで当該情報が経済財として取引の対象となり技術の移転を促進するという作用も果たすこととなる。

情報の法的保護は、単なる情報の不当利用の禁圧から、次第に情報の資産化へと移行するようになり、今日、この資産化された部分が知的財産の核であることは間違いないが、知的財産法には競争秩序維持的な機能も含まれており、その性格は所有権のような純粋な財産法というわけでもない。

2.3 情報と法

節 2.1、節 2.2 で論じたように、知的財産法は複雑な要素を持っているが、特許法、著作権法といった創作法において、情報の自由利用を禁止あるいは、制限するということは、情報流通の阻害要因ともなり、社会全体にとってマイナスになると考えることもできる。しかし、将来の情報を創作するインセンティブまで考慮するならば、問題は複雑となってくる。全てを勘案し模倣を禁止し情報の独占を認めることが、そのマイナス以上のプラス効果を社会に与える場合に限って情報の自由利用の禁止が妥当性を持つこととなる。そうであるならば、情報の自由利用と独占のバランスをとることが重要であり、知的財産制度を強化すればするほど社会にとってプラスになるというものでもない。

したがって、保護対象、保護期間、保護範囲といった知的財産の内容につき、このマイナス面を最小にし、法の目的を最大限実現するように制度設計し、また解釈しなければならないのである。

3. デジタル化された情報の公共財的性質

3.1 次善の策としての知的財産法

デジタル化された情報は、一般にその開発に膨大なコストがかかるのに対して、そのコピーにかかる費用がほぼゼロであり、コピーによる劣化も生じないことから、権利を持たない者の大量コピーによる利用、販売という問題が生じている。

デジタル化された情報は、情報の生産行為を一度行えば、そのために投下された費用は全て回収不能となり、しかも、コピーが容易であることから、事後的な生産、利用コストはゼロに近似する。そのため、事後の観点からは、これを所有、利用することによって正の価値を認識する全ての者に、当該情報を無償使用、利用させることが社会的効率性を高めることとなる。仮に事後的な効率配分実現のためデジタル化された情報にゼロの価格しか認めないならば、社会的に有用な情報生産を行っても、何ら金銭的インセンティブは働かず、デジタル化された情報は市場に流通しないこととなる。事前の観点からは、情報生産活動へのインセンティブとしての利潤を確保するための事後的な高い価格付けが望ましい。ここに、事後と事前の不整合性が生じ、このため、情報生産については次善の策として知的財産法制度が構築されてきたのである。

3.2 デジタル化された情報の公共財的性質

今日のような情報化が進展する以前は、情報の公共財的性質は、それほど大きなものとして特色付けられることはなかった。その理由は3つある。第1に、情報伝達のために必要な媒体というモノの存在が、消費者側に対し同時に消費するためのコスト、すなわち、混雑費用を生じさせていた。第2に、アナログ情報はコピーによる劣化が著しく、消費の排除不可能性をもっていた。第3に、情報量がそれほど膨大でなく情報の非対称性が小さければ、販売した情報財を違法にコピーしたり再販したりしている者を容易に捕捉でき、知的財産権を行使して権利保護を図ることが困難ではなかった。

このような非デジタル財としての情報は、市場の取引対象として十分機能していた結果、社会的資源配分をなしえており、情報の公共財的性質は、それほど大

きなものとして特色付けられる場面もなかったのである。これに対し、デジタル化された情報は公共財的特色を3つ有している。第1に、インターネットのダウンロードのように媒体が不要であるか安価である。第2に、高速で安価な情報交換が可能であることから、同一の情報を多くで共有することが可能となり混雑費用が低下すること、情報劣化の程度も大幅に軽減されることである。第3に、デジタル財の開発者にとって、情報の非対称性の増大は、これらのコピーを捕捉するという情報の再販売禁止費用を極めて高くさせている[4]。このように、デジタル化された情報は、公共財的性質を有しているのである。

4. デジタル化された情報とビジネスモデル特許

4.1 情報と情報財の相違

わが国においては、ビジネスモデルに関する発明は、ほとんどがソフトウェア関連発明の一形態と捉え得ると解されてきたが、今後さらに重要性を増すと考えられるビジネスモデル特許について、そのあり方を探るべく、節3で論じた、デジタル化された情報の公共財的性質をもとに議論を進めていく。ここで、本稿の記述における情報と情報財の相違について明らかにすると、知的財産法の下で認識された情報は財であり、情報財と表現される。公共財的性質を有する情報であっても、これがビジネスモデル特許とされるなり、何らかの保護対象とされる場合を除いては、財として認識しないのが本稿の立場である。節4.2~4.4では、デジタル化された情報がビジネスモデル特許とされるか否かを議論することを目的とする。

4.2 ビジネスモデル特許を認めるプラスの効果

デジタル化された情報の公共財的性質から見ると、ビジネスモデル特許を認めるプラスの効果は、次の3点が考えられる。

第1に、新たなビジネスモデル開発への誘引を高めることである。コンピュータの普及と情報通信ネットワークを活用した新たなビジネスモデル特許開発の誘引が高まる可能性がある。発明を事業化するには補完的ビジネス資産を保有していなくとも、特許による保護が研究開発販売による投資回収を容易にする。このため、現在の事業会社以外の企業による研究開発が促進される。

第2に、ビジネスのノウハウの公開促進とパッケージソフト化の促進である。従来は、ビジネスモデルは

営業秘密として保護するほかはなかった。なぜなら、ソフトウェアの著作権による保護では、ビジネスモデルのアイディアは保護されないからである。このために、新たなビジネスモデルを開発し、ここから利益を得るには、それを自分の事業に活用して競争優位に立つ以外の方法はなかった。しかし、ビジネスモデルの特許化によって、これが法的保護の対象になれば、ビジネスモデルをパッケージソフトウェア化し、これを他の企業に販売することによっても利益をあげることが可能となり、著作権のみによる保護と比べて利益の確保がさらに容易になる。この結果、新ビジネスの開発における規模の利益が活用され、また、ビジネスモデルの普及と改善が早まると考えられる。

第3に、新規ビジネス立ち上げのための資金調達の容易化である。ビジネスモデルの特許とすることにより、特に、発明者が資産の乏しいベンチャー企業である場合、資金調達を容易化し、新規ビジネスの事業化促進に資する可能性がある。この点は、最近の米国において、ベンチャー企業によるビジネスモデル特許出願の増加理由として指摘されているところである。

4.3 ビジネスモデル特許を認めるマイナスの効果

デジタル化された情報の公共財的性質から見ると、ビジネスモデル特許を認めるマイナスの効果は、次の3点考えられる。

第1に、ビジネスの進展を遅らせる可能性があることである。技術進歩に貢献しない発明に過度な法的保護が認められる場合には、コンピュータの普及や通信ネットワークの発展によって当然生ずるであろう新規ビジネスの成立や拡大をかえって遅らせる危険性がある。

第2に、防御出願のコスト賦課の可能性が指摘できる。自らのビジネスが指し止められる危険性を減ずるといふ防御的動機が特許取得の主たる動機であるとするれば、産業全体としては特許取得費用が余分にかかるだけで、技術革新からの利得は、特許付与によってかえって下がる危険性もある。ビジネスモデルが特許とならないことがはっきりしていれば、各企業はお互いに相手企業のビジネスモデルのアイディアを活用していても、それを他社から指し止められる危険性はないのである。しかし、ビジネスモデルが特許とされると、各企業はその特許化を図るようになり、ビジネスを安全に実施するには、クロスライセンスが必要となる。その結果、各企業の新ビジネスからの利得は低下してしまう。

第3に、紛争の多発とソフトウェア開発の効率性低下の可能性である。ビジネスモデルについては、公知な情報のサーチ、進歩性の判断、適切なクレームのあり方等、特許審査が困難なために権利が不安定になるという側面がある。また、ソフトウェア開発はライフサイクルが短い、これに比し発明から公開までの時間を要するため、意図せざる侵害がもたらされる可能性がある。この点については、特に、先発明主義で完全な出願公開制度が欠如している米国特許について大きな問題となると思われる。

4.4 デジタル化された情報とビジネスモデル特許

ビジネスモデルを特許の対象とするか否かについては、上記のようなプラス、マイナスの効果を比較考量して判断すべきである。ここで、プラスの効果を大きくするには、技術の進歩を図り産業の発展に寄与するという制度目的の下で、技術的な付加価値が認められる発明に限定して特許を付与するという現行特許制度の基本的な考え方に沿って対応していくことが必要であると考えられる。また、ビジネスモデル特許はグローバルな性格を持つ電子商取引に関わるものが多いことから、特に、運用基準の国際的な調和を図る必要性が高い。さらに、従来、知的財産制度とかわりが比較的薄かったサービス業やベンチャー企業が、ビジネスモデル特許によるインパクトを強く受ける可能性が高いことから、今後、幅広い業種、企業が特許法を始めとする知的財産法制度についての理解を深めることが期待される[5]。

5. 今後の展望

ビジネスモデル特許の出現は、特許の世界に大きな変化をもたらしつつあることは事実であり、あらゆる業界が、特許と強い関連性をもつ方向性で進んでいくことと考えられる。ビジネスモデル特許の出現により、今まで特許と馴染みがなかった業界が、その重要性を認識しはじめ、特許の世界が全ての産業分野にまで拡張されることで、従来は、製造業という限定的領域に関連して議論された特許に関する問題が、全産業に関連していくことで一般的なものと変貌する。これに伴い、ビジネスモデルの情報財としての性質を検討するとともに、知的財産法の対象とする情報それ自体の再検討といった、情報を巡っての学際的議論が求められると考えられる。

6. 結びにかえて—ハイパーテキスト空間のインパクト

ビジネスモデルの情報財としての性質が顕在化されたハイパーテキスト空間のインパクトについて言及することで、今後の議論の端緒となることを目的とした。そして、これを本稿の結びに代える。

情報ネットワークの中で多数のコンピュータが結びつけられ、各種のデータベースが構築されることで、ハイパーテキスト空間が形成される。コンピュータの情報検索機能を用いることで、電子テキストはデータベースに蓄積されている他のテキストと自在にリンクすることが可能となり、目的に応じてテキスト間の関係、テキストの構成要素の関係も変更できる。ハイパーテキストの構造を活字テキストと対比しつつ3点指摘する。第1に、書き手と読み手が分離される活字テキストと異なり、ハイパーテキストでは書き手と読み手の分離が曖昧である。ハイパーテキストではテキストの編集過程で手を加えることも可能であり、読み手が同時に書き手にもなる。第2に、活字テキストではそのテキスト配列が固定的であるのに対し、ハイパーテキストでは流動的である。ハイパーテキストではテキストに含まれる諸要素を他のテキストとリンクすることを通じてこれを形成していく。第3に、活字テキストはその内部と外部との境界が明確であるが、ハイパーテキストは内部と外部との境界が不明確である。ハイパーテキストには始まりも終わりもなく固定された順序もない。しかしながら、ハイパーテキストが無秩序なものとなっていないのは、ネットワークで連結される上でのポテンシャルを常に失わないからである。このように、ハイパーテキストはコンテキストに依存しながら、要素間の関係を流動的に編成するシステムであり、データベースに蓄積された情報は所与の状況下において、これに応じた関係を流動的に編成することが可能である。

大量生産パラダイムの下では生産者と消費者は明確に分離され、多くの情報がマスメディアを通じて生産者から消費者へと一方向的に流れており、商品も画一的に流れていた。企業の組織構造は、トップダウン型の官僚制組織と呼ばれる階層構造が選択されており、内部と外部は明確な境界線に仕切られ、異なる原理が働いていた。外部においては市場原理の下、価格の変動を通じて需要と供給が調整されていた。大量生産パラダイムでは考えられなかった流動的で多様な消費動

向を反映した生産の必要性の高まりとともに、生産者と消費者の固定的な分離が揺らぎ、これを受けて生産システムもフレキシブルな構造へと転換されている。具体的には次の2つの形となって現れてきている。第1に、一連の生産活動の同期化である。極めて流動的な消費動向に即時に対応するためには、開発から販売に至る生産過程を見直さなければならず、コンカレント・エンジニアリングが行われ、生産活動の同期化が実現される。これが今日、ビジネスモデルと呼ばれるのである。第2に、生産資源を常に保有することなく、その都度外部から調達しようとするアウトソーシング化の進行である。これも、様々な形のビジネスモデルとなっている。

大量生産パラダイムの下では、企業は組織の規模を拡大するとともに、生産資源を常に保有しておくことが必要とされてきた。流動的で多様な消費動向という状況の下では、これが全て逆転するのである。組織の内部関係が外部関係へと置き換えられていくのである。いかなる組織形態であれ、そこには内部と外部が存在するが、従来のような2項対立的なものでなく、外部と内部を有機的に結合した柔軟な関係性に基づくネットワーク組織が、求められる。ネットワーク組織は内部と外部の境界が曖昧であり、固定的な構造を放棄している点で、ハイパーテキストと類似する。分業関係が内部外部を問わず展開される中、組織はテキストの構成要素に対応した選択を自在にする必要がある。ここでは、ネットワーク化の内部的進展と外部的進展といった2つのレベルが相互作用的に進行している[6]。

大量生産パラダイムから情報通信技術を基盤とする新たなパラダイムへの転換に伴って、ハイパーテキス

ト空間のインパクトが至るところで顕在化されてきている。ここに誕生するビジネスモデル、ネットワーク組織と、どれを取っても内部と外部の境界線が喪失し、これを構成する情報の重要性が認識される。情報それ自体の再検討といった、情報を巡っての学際的議論が求められるのである。本稿では特に焦点を絞り、ビジネスモデルの情報財としての性質を検討することを通じて、ビジネスモデルと特許の関係について議論してきたが、この問題は最後の節6で指摘したようなハイパーテキスト空間のインパクトと密接に関連している。法学、経済学、経営学、社会学、情報学と切り離された議論では、ビジネスモデルと特許の問題にも、明確な解を提示できないのである。情報通信技術を基盤とする新たなパラダイムでは、学際的議論はもとより、産官学の連携による議論が、展開されなければならないのである。

参考文献

- [1] 中山信弘：“ビジネス方法特許一序論”，ジュリスト，No. 1189，有斐閣，25（2000）。
- [2] 中山信弘：“工業所有権法 上 特許法”，弘文堂，5（2000）。
- [3] 中山信弘：“工業所有権法 上 特許法”，弘文堂，6-8（2000）。
- [4] 奥野正寛，池田信夫：“情報化と経済システムの転換”，東洋経済新報社，17-21（2001）。
- [5] 財団法人産業研究所：“21世紀に向けての知的財産制度のあり方に関する調査報告”，財団法人産業研究所，43-46（2000）。
- [6] 正村俊之：“コミュニケーション・メディア”，世界思想社，72-77（2001）。